

物価高騰対策について

区では、長期化する物価高騰の影響により、経済的に厳しい状況に置かれた区民や区内事業者を支援するため、国や東京都の動向を踏まえ、この間実施してきた対策に加えて、更なる対策を講じていくこととし、その内容等について下記のとおり報告する。

記

1 実施中又は実施済の対策

事業名	概要	所管
令和6年度価格高騰支援給付 金(住民税非課税世帯対象)(令 和6年度からの繰越分)	物価高騰等に直面する低所得世帯の支援のため、住民税非課税世帯を対象とし、1世帯あたり3万円を給付し、対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども1人あたり2万円の加算給付を行う。	総務部
令和6年度価格高騰支援給付 金の対象拡充(令和6年度から の繰越分)	物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯に加え、住民税均等割のみ課税世帯及び世帯全員の課税所得の合計額が150万円未満の世帯に対して、1世帯あたり3万円を給付し、対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども1人あたり2万円の加算給付を行う。	総務部
定額減税補足給付(調整給付) の不足額給付	令和6年度に実施した定額減税補足給付の給付額に不足が生じた対象者等に対し、追加で給付を行う。	総務部
児童養護施設等物価高騰緊急 対策	東京都が令和7年度に実施する物価高騰対策を踏まえ、都区間協議の結果により、児童養護施設等の負担軽減のための支援を行う。	子ども教育部・ 教育委員会事務局
私立幼稚園・保育所等物価高騰 対策(4月~9月分)	私立幼稚園・保育所等に係る物価高騰の負担増に対する補助を行う。	子ども教育部・ 教育委員会事務局

民間学童クラブ物価高騰対策 (4月～9月分)	民間学童クラブに係る物価高騰の負担増に対する補助を行う。	子ども教育部・ 教育委員会事務局
介護サービス事業所物価高騰 対策 (4月～9月分)	介護サービス事業所に係る物価高騰の負担増に対する補助を行う。	地域支えあい推進 部

2 実施を検討中の対策

東京都が令和7年度に実施している物価高騰対策事業の実施期間が延長されたため、区では、次の事業について実施期間の延長を検討している。

事業名	概要	所管
私立幼稚園・保育所等物価高騰 対策	私立幼稚園・保育所等に係る物価高騰の負担 増に対する補助を行う。	子ども教育部・ 教育委員会事務局
民間学童クラブ物価高騰対策	民間学童クラブに係る物価高騰の負担増に する補助を行う。	子ども教育部・ 教育委員会事務局
介護サービス事業所物価高騰 対策	介護サービス事業所に係る物価高騰の負担増 に対する補助を行う。	地域支えあい推進部

3 その他

上記対策のほか、今後も区民生活や経済状況等を注視し、時機を逸することなく必要な対策を行っていく。